昭和６３年改正法下の中・高教諭免許状の教科に関する科目の最低修得単位数

第3条　免許法第5条別表第1に規定する中学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科に関する専門教育科目の単位の修得方法は、次の表の第一欄に掲げる免許教科の種類に応じ、第二欄に掲げる専門教育科目について、それぞれ第三欄に掲げる単位を修得するものとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 第一欄 | 第二欄 | 第三欄 |
| 免許教科 | 教科に関する専門教育科目 | 最低修得単位数 |
| 国語 | 国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）  国文学（国文学史を含む。）  漢文学  書道（書写を中心とする。） | 8又は6  8又は6  4又は2  4  計　20 |
| 社会 | 日本史及び外国史  地理学（地誌を含む。）  「法律学、政治学」  「社会学、経済学」  「哲学、倫理学、宗教学」 | 6  6  2  2  　4  計　20 |
| 数学 | 代数学  幾何学  解析学  「確率論、統計学」  コンピュータ | 6又は4  6又は4  4  4又は2  2  計　20 |
| 理科 | 物理学  物理学実験（コンピュータ活用を含む。）  化学  化学実験（コンピュータ活用を含む。）  生物学  生物学実験（コンピュータ活用を含む。）  地学  地学実験（コンピュータ活用を含む。） | 3  2  3  2  3  2  3  2  計　20 |
| 音楽 | ソルフェージュ  声楽（合唱を含む。）  器楽（合奏及び伴奏を含む。）  指揮法  音楽理論、作曲法（編曲法を含む。）及び音楽史（日本の伝統音楽及び民族音楽を含む。） | 2  6又は4  8又は6  2  4  計　20 |
| 美術 | 絵画  彫刻  デザイン  工芸  美術理論及び美術史 | 6又は4  6又は4  6又は4  6又は4  4又は2  計　20 |
| 保健体育 | 体育実技  「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学」及び運動学（運動方法学を含む。）  生理学（運動生理学を含む。）  衛生学及び公衆衛生学  学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。） | 5  6  2  2  5  計　20 |
| 保健 | 生理学及び栄養学  衛生学及び公衆衛生学  学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。） | 6  6  8  計　20 |
| 技術 | 木材加工（製図及び実習を含む。）  金属加工  機械（実習を含む。）  電気（実習を含む。）  栽培（実習を含む。）  情報基礎（実習を含む。） | 6又は4  4又は2  6又は4  6又は4  2  2  計　20 |
| 家庭 | 家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。）  被服学（被服製作実習を含む。）  食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。）  住居学（製図を含む。）  保育学（家庭看護を含む。）  家庭電気・機械 | 4  6又は4  6又は4  4又は2  2  2  計　20 |
| 職業 | 産業概説  職業指導  「農業、工業、商業、水産」  「農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、商船実習」 | 2  4  10  4  計　20 |
| 職業指導 | 職業指導  職業指導の技術  職業指導の運営管理 | 4  10  6  計　20 |
| 英語 | 英語学  英米文学  英語コミュニケーション  比較文化（外国事情を含む。） | 6  6  6  2  計　20 |
| 宗教 | 宗教学  宗教史  「教理学、哲学」 | 8又は6  8又は6  6又は4  計　20 |
| 備考  一　第二欄に掲げる教科に関する専門教育科目は、一般的包括的な内容を含むものでなければならない。（次条第1項の表の場合においても同様とする。）  二　英語以外の外国語の教科に関する専門教育科目の単位の修得方法は、それぞれ英語の場合の例によるものとする。（次条第1項の表の場合においても同様とする。）  三　「　」内に表示された教科に関する専門教育科目の単位の修得は、当該教科に関する専門教育科目の一以上にわたつて行うものとする。ただし、「農業、工業、商業、水産」の修得方法は、これらの科目のうち二以上の科目（商船をもつて水産と替えることができる。）についてそれぞれ2単位以上を修得するものとする。（次条第1項、第9条第1項、第15条第4項及び第64条第3項の場合においても同様とする。） | | |

第4条　免許法第5条別表第1に規定する高等学校教諭免許状の授与を受ける場合の教科に関する専門科目の単位の修得方法は、次の表の第一欄に掲げる免許教科の種類に応じ、第二欄に掲げる専門科目について、それぞれ第三欄に掲げる単位を修得するものとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 第一欄 | 第二欄 | 第三欄 |
| 免許教科 | 教科に関する専門科目 | 最低修得単位数 |
| 国語 | 国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）  国文学（国文学史を含む。）  漢文学 | 8又は6  　　　8又は6  　　　6  計　　　　20 |
| 地理歴史 | 日本史  外国史  人文地理学及び自然地理学  地誌 | 6又は4  6又は4  8又は6  4又は2  計　　　　20 |
| 公民 | 「法律学（国際法を含む。）、政治学（国際政治を含む。）」  「社会学、経済学（国際経済を含む。）」  「哲学、倫理学、宗教学、心理学」 | 6  6  8  計　　　　20 |
| 数学 | 代数学  幾何学  「確率論、統計学」  コンピュータ | 6又は4  　　　6又は4  　　　4又は2  　　　4又は2  計　　　　20 |
| 理科 | 物理学  化学  生物学  地学  「物理学実験（コンピュータ活用を含む。）、化学実験（コンピュータ活用を含む。）、生物学実験（コンピュータ活用を含む。）、地学実験（コンピュータ活用を含む。）」 | 4  　　　　　　4  　　　　　　4  　　　　　　4  　　　　　　4  計　　　　20 |
| 音楽 | ソルフェージュ  声楽（合唱を含む。）  器楽（合奏及び伴奏を含む。）  指揮法  音楽理論、作曲法（編曲法を含む。）及び音楽史（日本の伝統音楽及び民族音楽を含む。） | 2  　　　6又は4  　　　8又は6  　　　　　　2  　　　　　　4  計　　　　16 |
| 美術 | 絵画  彫塑  デザイン  美術理論及び美術史 | 6又は4  　　　6又は4  　　　6又は4  　　　4又は2  計　　　　20 |
| 工芸 | 図法及び製図  デザイン  工芸製作  工芸理論及びデザイン理論 | 6又は4  　　　6又は4  　　　6又は4  　　　4又は2  計　　　　20 |
| 書道 | 書道（書写を含む。）  書道史  「書論、鑑賞」  「国文学、漢文学」 | 10  　　　　4又は2  　　　4又は2  4  計　　　　20 |
| 保健体育 | 体育実技  「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学」及び運動学（運動方法学を含む。）  生理学（運動生理学を含む。）  衛生学及び公衆衛生学  学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。） | 5  　　　　　　6    　2  　　　　　　2  5  計　　　　20 |
| 保健 | 「生理学、栄養学、微生物学、解剖学」  衛生学及び公衆衛生学  学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。） | 6  　　　　　　6  　　　　　　8  計　　　　20 |
| 看護 | 「生理学、生化学、病理学、微生物学、薬理学」  看護学（成人看護学及び母子看護学を含む。）  看護実習 | 8  8  4  計　　　　20 |
| 家庭 | 家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。）  被服学（被服製作実習を含む。）  食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。）  住居学  保育学（家庭看護を含む。）  家庭電気・機械及び情報処理 | 4  　　　6又は4  　　　6又は4  　　　　　　2  　　　　　　2  4又は2  計　　　　20 |
| 農業 | 農業の関係科目  職業指導 | 16  　　　　　　4  計　　　　20 |
| 工業 | 工業の関係科目  職業指導 | 16  　　　　　　4  計　　　　20 |
| 商業 | 商業の関係科目  職業指導 | 16  　　　　　　4  計　　　　20 |
| 水産 | 水産の関係科目  職業指導 | 16  　　　　　　4  計　　　　20 |
| 商船 | 商船の関係科目  職業指導 | 16  　　　　　　4  計　　　　20 |
| 職業指導 | 職業指導  職業指導の技術  職業指導の運営管理 | 4  　　　　　　10  　　　　　　6  計　　　　20 |
| 英語 | 英語学  英米文学  英語コミュニケーション  比較文化（外国事情を含む。） | 6  　　　　　　6  　　　　　　6  2  計　　　　20 |
| 宗教 | 宗教学  宗教史  「教理学、哲学」 | 8又は6  8又は6  6又は4  計　　　　20 |

○教育職員免許法等の一部を改正する法律（昭63/12/28法律第106号）全部改正

別表第1（第5条関係）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 第　一　欄 | | 第　二　欄 | 第　三　欄 | | | |
| 所要資格  免許状の種類 | | 基礎資格 | 大学において修得することを必要とする専門教育科目の最低単位数 | | | |
| 教科に関するもの | 教職に関するもの | 教科又は教職に関するもの | 特殊教育に関するもの |
| 小学校教諭 | 専修免許状 | 修士の学位を有すること。 | 18 | 41 | 24 |  |
| 一種免許状 | 学士の称号を有すること。 | 18 | 41 |  |  |
| 二種免許状 | 大学に2年以上在学し、62単位以上を修得すること。 | 10 | 27 |  |  |
| 中学校教諭 | 専修免許状 | 修士の学位を有すること。 | 40 | 19 | 24 |  |
| 一種免許状 | 学士の称号を有すること。 | 40 | 19 |  |  |
| 二種免許状 | 大学に2年以上在学し、62単位以上を修得すること。 | 20 | 15 |  |  |
| 高等学校教諭 | 専修免許状 | 修士の学位を有すること。 | 40 | 19 | 24 |  |
| 一種免許状 | 学士の称号を有すること。 | 40 | 19 |  |  |
| 盲学校教諭、聾学校教諭又は養護学校教諭 | 専修免許状 | 修士の学位を有すること及び小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。 |  |  |  | 47 |
| 一種免許状 | 学士の称号を有すること及び小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。 |  |  |  | 23 |
| 二種免許状 | 小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。 |  |  |  | 13 |
| 幼稚園教諭 | 専修免許状 | 修士の学位を有すること。 | 16 | 35 | 24 |  |
| 一種免許状 | 学士の称号を有すること。 | 16 | 35 |  |  |
| 二種免許状 | 大学に2年以上在学し、62単位以上を修得すること。 | 8 | 23 |  |  |
| 備考  一　この表における単位の修得方法については、文部省令で定める（別表第2から別表第7までの場合においても同様とする。）。  二　第二欄の「修士の学位を有すること」には、大学（短期大学を除く。第六号及び第七号において同じ。）の専攻科又は文部大臣の指定するこれに相当する課程に1年以上在学し、30単位以上修得した場合を含むものとする（別表第二の場合においても同様とする。）。  三　高等学校教諭以外の教諭の二種免許状の授与の所要資格に関しては、第二欄及び第三欄の「大学」には、文部大臣の指定する教員養成機関を含むものとする。  四　この表の規定により小学校、中学校、高等学校若しくは幼稚園の教諭の専修免許状若しくは一種免許状又は小学校、中学校若しくは幼稚園の教諭の二種免許状の授与を受けようとする者については、一般教育科目及び保健体育科目につき特に必要なものとして文部省令で定める科目の単位を大学又は文部大臣の指定する教員養成機関において修得していることを要するものとする（別表第2の場合においても同様とする。）。  五　第三欄に定める専門教育科目の単位は、文部大臣が、第16条の3第1項の政令で定める審議会に諮問して免許状の授与の所要資格を得させるために適当と認める課程（以下「認定課程」という。）において修得したもの又は免許状の授与を受けようとする者が認定課程以外の課程において修得したもので、当該者の在学する認定課程を有する大学が免許状の授与の所要資格を得させるための教科に関するものとして適当であると認めるものでなければならない（別表第2の場合においても同様とする。）。  六　前号の認定課程には、第三欄に定める専門教育科目の単位のうち、教職に関するもの又は特殊教育に関するものの単位を修得させるために大学が設置する修業年限を1年とする課程を含むものとする。  七　専修免許状に係る第三欄に定める専門教育科目の単位数のうち、その単位数からそれぞれの一種免許状に係る同欄に定める専門教育科目の各単位数をそれぞれ差し引いた単位数については、大学院の課程又は大学の専攻科の課程若しくは文部大臣の指定するこれに相当する課程において修得するものとする。  八　中学校教諭の音楽及び美術の各教科についての免許状並びに高等学校教諭の数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、農業、工業、商業、水産及び商船の各教科についての免許状については、当分の間、この表の中学校教諭の項及び高等学校教諭の項中教職に関するものの欄に定める単位数（専修免許状に係る単位数については、前号の規定を適用した後の単位数）のうちその半数までの単位は、当該免許状に係る教科に関するものについて修得することができる。 | | | | | | |